



Title	ゴレムイキン内相期のロシアにおける地方自治の諸問題：ゼムストヴォをめぐる論争を手がかりとして
Author(s)	竹中, 浩
Citation	阪大法学. 2019, 69(1), p. 1-32
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87202
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ゴレムイキン内相期のロシアにおける地方自治の諸問題 ——ゼムストヴォをめぐる論争を手がかりとして——

竹 中 浩

一 はじめに

一八九四年一〇月二〇日、政治的動搖の抑止を最優先課題としたロシア皇帝アレクサンドル三世が没し、若いニコライ二世が即位した。能力や資質が未知数であつただけに、新帝には何かを変えるのではないかとの期待が集まつた⁽¹⁾。しかし、翌九五年一月一七日、冬宮に集まつた貴族、ゼムストヴォ機関（以下「ゼムストヴォ」と呼ぶ）、都市の代表を前にして、ニコライは、ゼムストヴォ代表の国事への参加についての「無意味な夢想」を斥ける。この演説原稿を書いたのはポベドノスツエフであつた。既に政治的影響力を減じつつあつたとは言え、革新的な動きに対する断固たる敵対者として、ポベドノスツエフはなお力を維持していた。

即位から一年経つた一八九五年一〇月一五日、先帝の時代から務めていたドゥルノヴォー内相が辞めることになつた。ドゥルノヴォーが後任の候補に推したプレーヴェはニコライの、シビヤーギンはポベドノスツエフの支持を

得られなかつた。ボベドノスツエフの推薦により、ドゥルノヴァーの意に反して内務行政を担うことになつたのが内務次官のИ・Л・ゴレムイキンである。⁽²⁾一八九五年に内務次官になる前、ゴレムイキンは司法次官、セナート議員等を歴任しており、農民問題の専門家として知られていた。⁽³⁾

ゴレムイキンが内相を務めた九〇年代の後半、帝政期の地方自治機関であるゼムストヴォが政府とメディアの双方において議論的になつた。いわゆる大改革の一環として、一八六四年一月にゼムストヴォが発足してから三〇年を経たこの時代、大改革の中心的な担い手たちの多くは世を去るか、アレクサンドル三世の時代に力を失い、過去の人になつていた。それでも、若手の行政官としてアレクサンドル二世時代の空気を吸つた国家評議会の議員をはじめ、大改革の遺産を守りたいと考える人々は少なからず残つていた。⁽⁴⁾

官民の協力による行政の実現に前向きであつたゴレムイキン内相にとつても、ゼムストヴォは重要な機関であつた。かつてノヴゴロド県のボロヴィチ郡会議員を務めたこともあるだけに、ゴレムイキンは、歴代の内相のなかで、ゼムストヴォに対して特に好意的な態度をとつた人だということができる。しかし、この時代、少なからぬ政府高官にとって、ゼムストヴォは疎ましい存在であつた。特に、初等教育を教会の管轄下に置こうとするボベドノスツエフと、世俗学校の普及に関心をもつゼムストヴォの関係は、常に緊張を孕んでいた。また、この時代には、アレクサンドル三世時代から蔵相を務めるヴィツテが内政全般に対し影響力をもつており、内務行政を進めるにあたつては、彼との間で調整がなされなければならなかつた。

メディアの中でゼムストヴォに対する二つの異なる評価を代表していたのが『ヨーロッパ通報』と『モスクワ報知』である。大改革期から貫してリベラルの立場から論陣を張つた『ヨーロッパ通報』は、編集者М・М・スタヌレーヴィチのもとでなお健在であった。同誌の国内問題概観を担当した法律家のК・К・アルセニエフは、

ゼムストヴォに期待を寄せ、その活動の拡大を期待していた⁽⁶⁾。これに対し、一八八七年に死んだカトコーフの衣鉢を継ぎ、国家主義の主張を展開した『モスクワ報知』は、あくまで貴族身分を維持しようとし、その経済的 requirement に対する同情的だつたにも拘らず、貴族が指導するゼムストヴォ活動の活性化に対しては反対の態度を貫き、特に一八九四年にゼムストヴォが上奏文の形で自己主張を始めてからはゼムストヴォを目の敵にした⁽⁷⁾。一八九六年、後に黒百人組の指導者となるB・A・グリーンゲムトが同紙の編集に当たるようになると、その傾向はいつそう甚だしくなつた⁽⁸⁾。『ヨーロッパ通報』にとって『モスクワ報知』は「反動的」新聞以外の何物でもなかつた。

ゼムストヴォをめぐる世紀末の論壇の基本的な対立軸は、この二つのメディアによつて形づくられたのであるが⁽¹⁰⁾、当時、ゼムストヴォをめぐる議論には、この他にも多くの人々が関わつた。また、ゼムストヴォをめぐる議論が活性化したことにより、従来から関心を集めていた教育問題以外にも新たな論点が加わつた。本稿では、『ヨーロッパ通報』と『モスクワ報知』の対立軸に、大改革期から改革派の論客として名を馳せたチチエーリンや、新たに登場したモスクワ県ゼムストヴォの指導者シーソフのようなゼムストヴォ活動家、さらにゴレムイキン内相やヴィツテ蔵相のような政治家の議論を加え、一八九〇年代後半のゼムストヴォをめぐる重要な論点をより広く検討する。それによつて政府と社会の関係をめぐる当時の思想状況を整理し、ゼムストヴォの問題が世紀末ロシアの行政秩序に対してもつた意味を多面的に明らかにすることが本稿の目的である。

II 国家行政機関とゼムストヴォ

(一) 食糧供給と全身分的郷

一八八九年七月、貴族であることを資格要件とする任命制の官職として農民監督官（zemskiy начальник）が新

設された。農民監督官は郡の下の行政単位である管区ごとに置かれ、司法と行政の両面で農民を監督した。⁽¹¹⁾任命職の官吏が行政権限を用いて地域内の問題を解決するのが理想的なやり方であると考える『モスクワ報知』は、農民監督官の役割が強化されることを求め、これが役職指定でゼムストヴォ会議の議員になることを提案していた。⁽¹²⁾これに対してリベラル陣営は、司法の独立の観点からも農民監督官に對して必ずしも好意的でなく、むしろゼムストヴォにより大きな役割を与えるとした。このような対立が生じた背景には、この時期、國家行政機関である農民監督官とゼムストヴォの関係が、制度的に明確に整理されていなかつたことがある。この欠陥を露呈させたのが、一八九一年から翌年にかけ、中央黒土地帯とヴォルガ中流域の広い範囲で発生した深刻な飢饉であった。

飢饉への備えは農奴制の時代から重要な課題であり、食糧供給規程が定められて農民自身に現物か現金による準備を求めていた。すなわち農村には穀物備蓄庫か、あるいは穀物購入のための基金が設けられることになつていたのである。規程の第一六条はゼムストヴォに準備に対する監督の義務を負わせていたが、その履行は容易ではなかつた。現金による準備の場合には、買入れ時の価格上昇のため、十分な量の穀物が購入できるとは限らなかつた。現物による準備の場合には、負担が平等でないという問題があつた。富農は自分たちだけが穀物を供出させられることに不満をもち、当然のことながら備蓄に對して非協力的であつた。備蓄穀物の私的利用や劣化も避け難かつた。⁽¹³⁾ゼムストヴォが郡レベルまでしか置かれていないことも監督を難しくした。かつては農民に身近な司法を擔う治安判事がゼムストヴォによつて選出されていたため、この職が下位の行政単位に對するゼムストヴォの影響力行使に寄与する可能性があつた。ところが農民監督官制度の新設に伴い、この職が導入された地域で治安判事制が廃された後は、制度的にゼムストヴォと農村をつなぐのは郡会に出席している農民代表議員のみとなつた。そのため、農民による飢饉への準備を監督する際、ゼムストヴォは自らが選任に関与しない農民監督官に依存しなければなら

なかつた。

食糧供給に関してゼムストヴォが農民監督官に頼らなければならないことは他にもあつた。農民の自助努力には限界があつたため、飢饉への対応については上からの支援が必要であつた。ゼムストヴォ設置以前から、飢饉の際の穀物買入れを目的として、全国食糧供給基金と県食糧供給基金が設けられていたが、ゼムストヴォ設置後に定められた一八六六年四月二十五日法は全国食糧供給基金を内務省の所管とし、県食糧供給基金も内務省の監督下に置かれた。⁽¹⁴⁾ 一八九〇年の改正ゼムストヴォ機関設置法（以下「一八九〇年法」）第一〇九条は食糧供給に関して強制力をもつ決定を行う権限をゼムストヴォ県会に与えており、必要な場合には県ゼムストヴォから内務省に対して援助要請がなされた。しかし、その根拠となる農村の状況把握について、ゼムストヴォは農民監督官に頼らざるを得なかつた。⁽¹⁵⁾ 農民監督官には、できるだけ援助の必要を小さく見せたいという考え方があり、事態を正しく受け止めないことがあつたとされる。⁽¹⁶⁾

一八九七年九月、食糧供給問題が再度先鋭化したとき、新聞『モスクワ報知』は、根本的な法改正による、食糧供給の所管に関して政府が最終的な責任を負う体制の構築を求めた。その際、同紙によつて国家権力と農民をつなぐことを期待されたのは農民監督官であつた。⁽¹⁷⁾ これに対し、雑誌『ヨーロッパ通報』に代表されるリベラル陣営には、農民監督官に对抗してゼムストヴォの行政能力を高めるために、全身分から構成される郷の設置によつて下への影響力拡大を強めようとする動きがあつた。農民だけから構成されている郷の強化を図り、身分を問わずすべての住民を加入させるというのは、アレクサンドル二世の時代から存在するアイデアであり、一八八〇年代の初めに集中的に議論されていた。⁽¹⁸⁾ 一八九〇年代に入ると、農民監督官という競争相手の登場により、この問題は新たな性格をもつことになる。もとより『ヨーロッパ通報』といえども農民監督官の存在意義そのものを否定することはで

きなかつた。同誌によれば、全身分から構成される郷と農民監督官は対立するものでなく、十分に両立可能である。むしろ、身分による分断、農民のみからなる郷に固執している限り、農民監督官制度の眞の意義は發揮されないというべきである。とはいへ、農民監督官制度の絶対視・神聖視は批判されるべきことであつた。⁽¹⁹⁾

地方が担うべき行政課題の増大も全身分から構成される郷の必要性を再認識させた。例えば救貧等の福祉事業である。福祉事業は、かつては慈惠局（приказ общественного обозрения）の管轄であったが、一八六四年にゼムストヴォが導入された県においてはこの機関が廃止され、ゼムストヴォが福祉事業を担うことになった。しかしそれ以上の制度化はなされないままであつた。『ヨーロッパ通報』は郷を単位としたゼムストヴォの設置が唯一可能な救貧施策であると主張した。農民は従来の方法による救済を求めており、上からの指示で離れたところに福祉施設を作つても敬遠され利用されない事例が多い。⁽²⁰⁾郷レベルなら小規模施設の管理や困窮者についての情報取得などに必要な無償の労働力の調達も容易であり、農民の意識や習慣を踏まえた福祉サービスの提供も可能であるとされた。⁽²¹⁾しかし、以前にもまして在地の地主貴族が姿を消しているときに郷単位のゼムストヴォを設けても、それを実際に指導するのは、農民監督官と同様、生活を給与に依存する人々にならざるを得ない。両者の違いは誰が任命し給与を払うかの違いにすぎないであろう。全身分から構成される郷のアイデアは多分に理念の先行するものであつた。

（二）救貧に対する責任と財政負担

大改革期以後、福祉政策をはじめとする内務行政において大きな役割を果たしてきたK・K・グロートは、早くから救貧制度の整備について提言していた。一八九二年一〇月二二日、ドゥルノヴォー内相はアレクサンドル三世に対し、グロートを議長として当時の救貧関連法規を見直すための委員会を設けることを提案し了解を得た。この

委員会は救貧のために、新たな行政区画と、それに責任を負う機関を設けることを考えていた。その機関は郡ゼムストヴォ及び市会の代表と郡や市の警察署長らから構成される。すなわちゼムストヴォと国家行政機関の協働に基づくものであつた。内部に意見の対立を抱え込んだこともあつて、グロートの委員会はドゥルノヴォー在任中に作業を終えることができず、救貧の制度化という課題はゴレムイキン内相期に持ち越された。

注目されるのは、この委員会が、基本的に救貧を国家の義務とみなし、生活困窮者に公的扶助を受ける権利を認めるという方針に立つたことである⁽²²⁾。これに対して、委員会の民間委員であつた『ヨーロッパ通報』編集者のスタスユレーヴィチは反対であつた。援助は専ら民間に委ねられるべき事柄であると考えられたからである⁽²³⁾。同じく民間委員であったВ・И・ゲリエーはさらに一貫した批判論を展開した。モスクワ大学教授でモスクワ市議を務めるゲリエーは政府主導の救貧制度に對して懷疑的であり、地域社会が救貧を担うべきであるとして市会やゼムストヴオが主導する制度の構築を説いた。加えて彼は、福祉受給に権利性を認めるなどを、社会主義のもとでのみ可能であるとして否定した⁽²⁴⁾。

救貧を国家の義務とするグロートも、そのための財源については、それを国庫に求めようとはしなかつた。ゲリエーと同様、救貧のための費用は基本的に地方の負担とされたのである⁽²⁵⁾。それゆえ、国家行政機関とゼムストヴオのどちらがイニシアティヴをとろうと、救貧を拡大しようとすれば必然的にゼムストヴオの予算は増大することになつた。ゼムストヴオの努力だけで歳出を十分に賄うだけの税収を得ることはできなかつたから、不足分を補填するためには国庫からの補助が必要になつた⁽²⁶⁾。これは救貧事業に限られなかつた。国庫補助に対する依存の増大を恐れた県知事はしばしばゼムストヴオ予算の拡大に歯止めをかけようとした。それが政府によるゼムストヴオへの介入増大の直接の原因であつた⁽²⁷⁾。

『ヨーロッパ通報』は地方財政と国家財政とを区別する必要はないとした。政府の懐もゼムストヴォの懐ももとは同じ国民の懐であり、一旦支出の公益性が承認されれば、資力に応じて負担するのは国民全体の義務である。税を国、県、郡、郷に分けているのは便宜的な事情によるにすぎない。また、救貧や食糧供給は公益としての側面をもつ。その直接的受益者は農民身分に限定されるとしても、貧困を放置すれば秩序の維持が困難になるのであるから、農民の救済は彼らのみに関わることではない。現在のゼムストヴォの限られた予算では救貧全般に対応できない以上、一定額を国庫からゼムストヴォの管理に移し、救貧のための経費が一定の額に達した郷はそこから補助を受けられるようにすべきである。郡ゼムストヴォは郷を、県ゼムストヴォは郡ゼムストヴォを補助し、県ゼムストヴォは国庫から補助を受けられるようにするのである。⁽²⁸⁾

このように、『ヨーロッパ通報』は農民救済のための財政移転を広く認めた。救貧に対する国の責任を正面から認めるることはしなかったものの、所得の再分配を目的とした国庫負担を広く認めたという点で、同誌の論調はより明確に福祉国家型リベラリズムの特徴を示していたといつてよい。これに対して『モスクワ報知』は、ゼムストヴォが政府の懐を当てにして国庫に過大な援助要請を行つていていることを批判した。『モスクワ報知』にとつて救貧の制度化は、ゼムストヴォの権限を拡大するというだけでなく、国庫の支出を増大させるという点からも、好ましいものとは考えられなかつた。⁽²⁹⁾

『ヨーロッパ通報』と『モスクワ報知』の基本的な対立は、地方行政を主導するのが国家行政機関かゼムストヴォかという原則の問題、また、地方の需要を満たすためにどれだけの支出がなされるべきかという財政的な問題をめぐつて生じた。しかし、ゼムストヴォをめぐる議論はそれほどまらなかつた。一八九〇年代後半には、ゼムストヴォの性格そのものもまた、重要な関心事になりつつあつた。

三 県ゼムストヴォの主導

(一) 県ゼムストヴォと郡ゼムストヴォの関係

従来、政府はゼムストヴォ相互が結びつくことに対する神経をとがらせており、公式に郡参事会議長が集まることがさえ許さなかつた。⁽³⁰⁾そのため、自主的な標準化がなされず、地方の国家行政機関の対応が恣意的なこともあつて、ゼムストヴォの活動には相互にかなりのばらつきが生じていた。こうしたことへの反省から、従来政府が慎重に抑制してきた統一行動への関心が高まりつつあつた。当時そのような動きを積極的に主導していたモスクワ県ゼムストヴォの中心的指導者だったのが、一八九三年三月から参事会議長を務めていたД・Н・シーザーである。シーザーはД・Ф・サマーリンのようなスラヴ派の人々と交わり、その影響を受けて、社会の自治を重視するという一八七〇年代に見られた自由主義的なスラヴ主義の視点を復活させた。⁽³¹⁾ゼムスキイ・ソボールの開催というアイデアもその一つであつた。

シーザーは他県ゼムストヴォとの交流に意欲を示し、一八九六年五月に行われたニコライ二世の戴冠式の際に、全国ゼムストヴォ代表の会合をもちたいとの希望をゴレムイキンに伝えた。ゴレムイキン内相はこれに好意的に対応し、参事会議長のみの集まりとし、公的な場所を使わず、案内を印刷物で公知しないようにせよと助言した。私的な集まりとすることを条件に、暗黙の許可を与えたのである。これを受けて、一八九六年の八月八日から一日にかけ、博覧会開催中のニジニノヴゴロトで第一回全国ゼムストヴォ県参事会議長会議が行われた。しかし、ボベドノスツエフをはじめとして、政府の中にはゼムストヴォが全国的な連絡会議をもつことにに対する根深い警戒心があつた。そのため、一八九七年三月にペテルブルクで開催される予定であった第二回の会議は許可されず、ゴレ

マイキンとシーポフの協力関係構築の試みは実を結ばなかつた。⁽³²⁾

県の垣根を超えた協力とともに、シーポフが意欲を示したのは県内の自治機関相互の協力である。当時、ゼムストヴォの活発化に伴つて財源の問題が重要性を増しつつあつた。従来、多くのゼムストヴォでは収入のほとんどが農地に対する課税によるものであった。しかし、農業危機によつて税収が限界に達すると、これまでのように地租によつて都市のための経費を賄うことが困難になり、国庫が必要な経費の一部を負担するか、さもなければ土地以外に課税する権限をゼムストヴォに与えるか、県が郡を援助するかといった、新しい財源をめぐる問題が論じられるにいたつていた。⁽³³⁾ 特にモスクワ県には十三の郡のほかに経済規模の大きなモスクワ市がある。既に一八九〇年一二月、モスクワ県会はモスクワのすべての不動産への課税を提案し、モスクワ市選出議員の抵抗にあつていた。⁽³⁴⁾ 一八九〇年代に起つた工業の急成長は財源としてのモスクワ市の魅力をいつそう高めた。

シーポフは財源の開拓を積極的に進めようとした。もともとシーポフは、一八六六年一月二一日法によつて商工業への課税権を奪われた状態では、ゼムストヴォが農民に対する救貧や食糧供給を担うことはできないとしていた。負担を農村部の住民のみに押し付けるのは不公正であり、都市身分にもその経済力に見合つた負担を求めるべきであるというのが彼の考え方であつた。⁽³⁵⁾ ただ、経済活動そのものに課税することは法律が許さない。そこでシーポフは、ゼムストヴォ機関設置法の想定の範囲を越え、モスクワ県参事会の主導のもとに、裕福さにおいて差のある地域の間で財政調整を行おうとした。しかしこれは議論を呼ぶ試みであつた。この時期、県ゼムストヴォと郡ゼムストヴォの関係の問題が関心を集めっていた。発足当時は郡ゼムストヴォが主体だったゼムストヴォにおいて次第に県ゼムストヴォの主導性が強まり、一八九〇年代には郡ゼムストヴォを県ゼムストヴォの執行機関化する動きが出てきていたのである。⁽³⁶⁾ これを好ましくないと考える人々は少なくなかつた。チチエーリンもその一人であつた。

(二) チェーリンとの論争

大改革期にモスクワ大学教授として論争的な議論を展開したチエーリンは、一時期を除いてタンボフ県カラウル村にある屋敷で暮らし、その地のゼムストヴォの活動にも積極的に参加していた。⁽³⁷⁾ 一八九〇年代になると、彼は学術的な活動の傍ら再び積極的に時局を論じ始める。財政移転の問題も彼の関心を惹くテーマのひとつであった。特にこのときモスクワ県には、県全体の識字率を上げるためにゼムストヴォ主導で県全体に学校を設け、皆教育を実施しようという計画があつた。その負担はモスクワ市に期待されており、財政移転が現実的な意味をもつにいたつていた。⁽³⁸⁾

この問題は、一八九六年八月にニジニノヴゴロドで開かれた全国ゼムストヴォ県参事会議長会議においてシーポフとチエーリンの間で議論になつた。⁽³⁹⁾ そのときの議論を踏まえ、チエーリンは一八九七年の『ペテルブルク報知』第三七号で自説を展開した。自然に形成された財産関係の平準化は、ゼムストヴォに限らず、国家といえども許されない。富裕な者が「キリスト教的愛の義務」によつて困窮した者を助けることはよいが、それは正義の要求ではない。慈善は道徳的原理であつて法的原理ではない。⁽⁴⁰⁾ 県ゼムストヴォが郡ゼムストヴォの独立を侵しその領域に介入することはゼムストヴォ原理の否定であり、社会主義的傾向を帯びたやり方である。⁽⁴¹⁾ また、経済的に独立しているモスクワ市が、ゼムストヴォの支出に関する県会の決定に服させられるのは正当でないというのがチエーリンの主張であった。⁽⁴²⁾

二年後、県ゼムストヴォ強化の問題はいつそう大きな関心を惹くことになる。⁽⁴³⁾ 一八九九年一月八日、ゼムストヴォ税賦課のための不動産評価に関する一八九三年六月八日法が改定された。不動産評価委員会の議長がそれまでの県貴族団長から県知事に代わり、そのもとで最終的な評価が行われることになったのに加え、従来評価作業に対す

る主たる責任は郡評価委員会と郡参事会にあつたのに対し、新法では評価基準の策定も資料の収集も県参事会に課せられるようになつた。県参事会への権限集中が政府によつても承認されたのである。⁽⁴⁴⁾ また、同年三月、モスクワでは県ゼムストヴォと郡ゼムストヴォの関係の問題が先鋭化し、ゼムストヴォ県会において、豊かな郡を代表する議員たちは県参事会による支出の適切さを問題にした。そこで、この問題を検討するためにゲリエーを議長とする委員会が設けられた。⁽⁴⁵⁾

メディアでも県参事会を支持する意見ばかりではなかつた。『モスクワ報知』は以前から政治的志向の強い県ゼムストヴォによる郡ゼムストヴォの併呑を攻撃していいた。⁽⁴⁶⁾ 『ノーヴォエ・ヴレーミヤ』にも県ゼムストヴォの強化に反対する論文が掲載された。その論文によれば、地域住民の切実な需要と結びつき、ゼムストヴォ本来の姿を体現しているのは郡ゼムストヴォである。これに対する県ゼムストヴォの後見は、政府機関による後見と同質の官僚主義的なものであり、郡ゼムストヴォはその束縛から解放されるべきであつた。⁽⁴⁷⁾

一八九九年九月、シーポフはパンフレットを出して、ゼムストヴォ間の関係を利他主義の精神、社会連帶の感情に基づかせるべきことを訴えた。県ゼムストヴォの利益と郡ゼムストヴォの利益を厳格に分けることは不可能であり、重要なのは全住民の利益である。最も必要度の高いところに努力を集中すべきであり、全住民の需要の十全で均衡のとれた充足のために資源を合目的的に配分し、避け難い不平等をできるだけ緩和することが重要である。そのため、郡ゼムストヴォに対する県ゼムストヴォの監督的役割を強化し、ゼムストヴォ間の財政移転に対する権限を与える必要がある。これがシーポフの主張であった。⁽⁴⁸⁾ 一九〇〇年一月、ゲリエーの委員会は県会に対してシーポフの考え方を支持する報告書を提出した。『ヨーロッパ通報』も全面的に賛成した。⁽⁴⁹⁾

チチエーリンは二つの点からシーポフの議論に批判を加えた。ひとつはそこに見られる「社会」と「国家」の混

淆である。当時、学界では、時代とともに自治の社会理論から国家理論への移行が進み、後者の考え方が主流になつていた⁽⁵⁰⁾。これに対し、本質や性格を異にするものの混淆を嫌うチチエーリンは自治の社会理論の立場を維持した。国家と社会の役割は異なり、相互に代替不可能であるというチチエーリンの見方は大改革期から一貫している。ただ、大改革期には、国家が社会から自立すべきであることが主張されていた。それに対して、このとき彼が重視したのは、ロシア史における自治原理の弱さ、社会が国家に搦めとられてしまう危険性であった。

ゼムストヴォの地方自治は社会的なものであり、社会は自由で自然なものである。ゼムストヴォに対する統制が強まり、ゼムストヴォの人々の官吏化が進めば、自由であるがゆえにゼムストヴォに参加していた人々はそこから去るであろう。ゼムストヴォは国家と異なり、下からのイニシアティヴや地域的多様性の維持を本質とする。シーポフのように上からのイニシアティヴを強調し人為的な平等化を試みることは、県ゼムストヴォが国家行政機関の役割を果たそうとすることである。ゼムストヴォが国家のやり方を真似るならば、ゼムストヴォの強みは失われるであろう。ロシアがフランスの辿った道を行くことは避けねばならない。大改革期には當時強かつたイギリス聾負を批判しフランスを評価したチチエーリンであつたが、今やフランスの方は理想的なものとはみなされなかつた⁽⁵¹⁾。

第二は道德的原理と法的原理の混淆である。シーポフのように豊かな郡が貧しい郡を助けることを利他主義によつて正当化するのは、チチエーリンには受け入れ難いことであつた。道德的な行為はあくまで自発的であるべきである。強制的なものになるとき、それは道德的であることを止め、自由は消失する。法的原理と道德的原理の混淆は共産主義に道を開く⁽⁵²⁾。人間の利己心は強く、自分の利益を図ることへの誘惑は大きい。この上なく高邁な原理も結局は物質的利益に対する関心を隠蔽するものにすぎないことを知るべきである⁽⁵³⁾。

例によってチエーリンの立場はいわゆるリベラルと反動の対立では割り切ることのできないものであったが、結局は県ゼムストヴォの役割強化に対する消極的態度に至った。ゼムストヴォの役割を重視するゲリエーはチエーリンに反対し、ゼムストヴォ間の相互作用、有機的関係について、『ペテルブルク報知』を舞台に二人の間で論争が展開された。『ヨーロッパ通報』は地方のインフラ整備が都市部をも益するとしてゲリエーの側に立つた。⁽⁵⁵⁾ 一二月、モスクワ県会は最終的にゲリエー委員会の報告書を採択した。

ゼムストヴォの活性化については多くの人々が賛成した。しかし、それをどのように制度化するかについては、リベラルと呼ばれる人々のなかにも異なった考え方が存在していた。ゼムストヴォの活性化を支持することは、必ずしもゼムストヴォの政治的役割の強化を求めるなどを意味しなかつたのである。このような意見の違いがゼムストヴォの空間的拡大をめぐる意見対立と結びつくとき、ゼムストヴォの問題はさらに複雑な政治的様相を呈することになる。

四 ゼムストヴォ導入地域の拡大

(一) ゴレムイキンの提案

ヨーロッパ・ロシアの五〇県のうち、当時一八九〇年法が適用され、ゼムストヴォが導入されているのは、もともとゼムストヴォが導入されていた三四県と、⁽⁵⁶⁾ 一八七三年に導入されたベッサラビア県に限られていた。ロシア人の人口が少ない等の理由でゼムストヴォが導入されていない県には、住民の意見を徵するとともに、食糧供給や救貧、さらには徵税に関してその協力を調達する機関が存在しなかつた。行政課題への対応は、大改革以前と同様、分野ごとに個別の委員会で行わざるを得ず、救貧に関するても、ゼムストヴォが導入された諸県では廃止された慈惠

局がなお存続し、それを管轄していた。経済が活性化するにつれ、地方の需要を満たすための課税制度を整備する必要も高まつた。また、飢饉の経験は深刻に受け止められており、このような事態への適切な対応を可能にする行政のあり方が問われるにいたつた。こうしたことから、現在個別に営まれている諸機能を統合したうえで一定の住民参加を認めるのか、それともこれまでどおり住民代表を入れない国家行政機関のみによつて対応するのかが重要な問題になつた。

一八九六年二月一五日、国家評議会はゴレムイキン内相に、ゼムストヴォが導入されていない県の地方税制整備に関する意見書を三年の間に提出するよう求めた⁽⁵⁷⁾。それに応える過程で、一八九〇年法適用地域を拡大し、それで導入されていなかつた県にゼムストヴォを導入するか否かという問題が関心を集めようになる⁽⁵⁸⁾。導入が検討されたのはステップ地方（アストラハン、オレンブルク、スターヴロポリ）と北海沿岸のアルハンゲリスク、それに西部九県である。この事案はゴレムイキン内相期を通じて政府の内外で論じられ、ゴレムイキンとヴィツテの意見の違いを際立たせることになつた。

一八九六年夏、ゴレムイキンは一二三県の知事をはじめとする関係者に書簡を送り、改革の意図を伝えたうえで意見を求めた。寄せられた意見の多くはゼムストヴォの導入に慎重であつた。メディアでも、ゼムストヴォの権限縮小を要求する『モスクワ報知』は、ゼムストヴォが導入されれば地域が今以上に非ロシア人インテリゲンツィヤの手に握られることになり、国家的利益に反するとして、空間的拡大にも強く反対した⁽⁵⁹⁾。もとより好意的なメディアもあつた。『ヨーロッパ通報』が拡大を強く支持したのは当然であるが、『ノーヴォエ・ヴレーミヤ』も、スターヴロポリ県へのゼムストヴォ導入を妨げる要因はなく、導入はこの地域の経済的・文化的後進性の改善に資するといふ、現地の県貴族会臨時会に対してなされた委員会報告を好意的に紹介した⁽⁶⁰⁾。また一八九七年七月には、カフカー

スでもゼムストヴォ導人について議論されており、現地紙には支持するものが多いことを伝えた。⁽⁶²⁾

ゴレムイキンは、特に反対の強い西部諸県については、導入するゼムストヴォに妥協的な性格を与える案を作成させた。それによれば、県レベルでは参事会とともにゼムストヴォ会議を設けるが、郡レベルではさしあたり参事会のみとし、郡会は置かない。県・郡ともに参事会員は任命職であり、県会議員もそのうちかなりの数が市長や郡参事会議長など役職指定の議員となる。県会議員選挙において貴族が特別な扱いを受けることはないが、県会議長は、皇帝が別の人物を指名しない限り、県貴族団長が務めるというものであった。⁽⁶³⁾『ヨーロッパ通報』はこの案がもつ多くの欠陥を指摘しながら、内務省が『モスクワ報知』の主張と逆に、官僚制的統治に対するゼムストヴォ自治の優越を認めた点については積極的に評価した。⁽⁶⁴⁾

この案の送付を受けた西部九県の県知事たちは、一八九八年三月、A・Д・オボレンスキー内務次官を議長とする特別会議に招集され、意見を徴された。県知事たちは内務省案に概ね賛成であったが、北西地方総督は強く反対し、意見の一致を見ることはできなかつた。⁽⁶⁵⁾そこでゴレムイキンは、草案を若干修正するとともに、自らの立場を説明する意見書を準備した。それによれば、現在西部諸県では、経済の各分野を管轄する機関が、経済的イニシアティヴを欠き、多くは必ずしも地域の実情に通じないまま、ばらばらに活動しており、県知事以外にそれらを結びつけるものが存在しない。各地域への税の割当ても適切になされず、能力に応じた負担が行われていない。このような状態を改めるにはゼムストヴォ機関を設けるのが最善である。住民は、自らが割当の審議に参加しない限り、新たな税負担を進んで引き受けようとはしないであろう。その場合、負担増の決定は中央において、立法手続によりなされなければならないが、個々の地域の特殊事情に通じていない中央において、適用可能な規則を策定することは困難である。⁽⁶⁶⁾

一部にはポーランドの影響が強まることを恐れる向きもあるが、今やそのような心配は無用である。かつて西部諸県ではポーランド人が優勢であった。しかし、今ではロシア人地主の所有する土地の面積がポーランド人地主のそれを上回つており、もはやゼムストヴォの導入によつてポーランド人地主の影響が強まることを危惧する必要はない⁽⁶⁷⁾。ゴレムイキンはこのように論じて、この地方にゼムストヴォを導入することの必要を説いた。この案では設置を見送られた郡会も、いずれは設けられるべきものであつた。

『ヨーロッパ通報』は、ゼムストヴォなしに地域管理を行うことは困難であり、西部諸県への拡大は時間の問題であるとした⁽⁶⁸⁾。しかし政府内では反対が強く、無条件で支持したのは農業省のみであつた。陸軍省と交通省は一部修正の上賛成したが、他のすべての省は明確に反対であつた。

(二) ヴィツテの批判

とりわけ強力だったのはヴィツテの批判である。ヴィツテはもともとゼムストヴォに対し好意的でなく、その導入地域が拡大するのは彼にとって忌まわしいことであつた。それでも、既に三〇年余にわたつて存在しているゼムストヴオを廃止するにはそれに代わつてよりよく地方を統治できる国家行政機関が必要であり、そのような機関が整備されていないうちにゼムストヴオの廃止を論じるのは現実的でないというのがヴィツテの基本的立場であつた⁽⁷⁰⁾。

一八九八年四月二二日、ゴレムイキンはヴィツテに、アルハンゲリスク県へのゼムストヴオ導入に関する法案を送付した。否定的な回答があつたのは一二月九日になつてからである。一二月一一日の書簡でヴィツテはゼムストヴオの領域的拡大一般に否定的な考えを示した。さらに一二月一四日の意見書ではゼムストヴオという地域管理の

やり方の再検討を求めている。地方自治は地方における立憲制であり、それは動かすことのできない専制というロシアの政治体制とは相容れないものであった。ヴィツテは、ゼムストヴォに代えて、専制という政治原理と合致する国家行政機関を設置する必要があるとし、⁽⁷¹⁾ 大改革期にチエーリンが書いた『国民代表制論』を引用して社会による国家の代替不可能を説いた。たしかに、国家行政機関とゼムストヴォが性格を異にし、後者による前者の代替が不可能であると説く点では、ヴィツテと（少なくとも大改革期の）チエーリンの立場は類似していた。

ヴィツテの批判を受けて、一八九九年二月、ゴレムイキンは新たな意見書を活字にした。⁽⁷²⁾ そこでゴレムイキンは、ロシアが地方自治の国であることをあらためて強調し、地方自治を立憲主義と結びつけ国民代表制と混同するのは不当であるとしてヴィツテを批判する。地方自治は專制原則と十分に両立し、官僚制的な行政に優るとも劣らない働きをする。ヴィツテの援用したチエーリンも今や自治の支持者である。⁽⁷³⁾ ロシアの行政は、特に下のレベルでは自治なしには立ち行かない。内務省の長官としては、これは思い切った主張であった。さらに、地方自治がロシアの歴史に深く根差しており、政治的権利を求めて國家権力に抗するようなものではないことを、ゴレムイキンはアーカーク兄弟らスラヴ派の歴史観を援用しつつ主張した。⁽⁷⁴⁾ このようなスラヴ主義的なアプローチには、シーポフの議論との類似を見ることができるであろう。

ゴレムイキンはまた、ゼムストヴォの導入によってロシアの搖籃の地である西部諸県でロシアの影響力が強まり、西部諸県と中央ロシアの諸県との結合が強固になるとして、そこに改革の政治的意義を見出した。⁽⁷⁵⁾ 政府は長い間、この地の下層身分の人々を上層身分と対等な立場に引き上げ、国民としての意識を育むことに努めてきたが、この改革はそれに資するものである。⁽⁷⁶⁾ 最後に、ゴレムイキンは、現実的な国力の基礎となるのは自主的活動を担うだけの強さをもつた個人であり、個人が力をつけるほど、社会も、さらには国家も、堅固で安定したものになるとの信

条を述べている。⁽⁷⁸⁾ 大改革期に行われた軍制改革の立役者であるミリューチンは、一八九九年五月一〇日の日記に、この意見書を読んだ印象を書き留めた。内相ゴレムイキンが自治をこれほど熱烈に支持し、それまで特に保守的な発言をしたことのないヴィツテが自治に反対するというのは、彼にとつて意外なことであつた。⁽⁷⁹⁾

ゴレムイキンの主張に対し、ヴィツテは新たに長大な意見書を書き、より原理的な面から反論した。この意見書はさまざまな典拠からの多くの引用を含み、ゼムストヴォに対する学術的批判とも言うべきものであつて、法学の教授に代作させたのではないかとの噂もあつた。⁽⁸⁰⁾ それによれば、ゼムストヴォは、自由主義的な時代の雰囲気のなかで生まれた、性格の曖昧な機関である。⁽⁸¹⁾ その二面性はゼムストヴォに対する異なる理解をもたらし、以後、政府はその活動を制約することによって、国家機関との整合を図ろうとしてきた。ゼムストヴォは地域社会との密接なつながりを持たず、政治化の道を歩んだ。地方自治と政治体制が密接な関係にあることは、法学の歴史や西欧の歴史によつても裏付けられている。地方自治の活動領域と要求は常に拡大し、ついには立憲主義に結びつく。地方自治は専制とは原理的に相容れず、専制を国体とするロシアには適合しない。⁽⁸²⁾

行政的パフォーマンスの向上は国家行政機関の十全な発展を通じてなされなければならないという立場のヴィツテには、自治の国家理論さえも受け入れることは困難であった。自治機関と官僚制的機関は対立するのであり、立つべきは官僚制的機関の側である。ヴィツテは、官僚制を社会に敵対するものとみることに反対する。官僚制は社会の縮図であり、社会の進歩も停滞もその中に現れる。大改革を実現したのは官僚である。⁽⁸³⁾ 地方自治がロシアの伝統であるという考えは正しくない。ロシアは中央集権の国である。⁽⁸⁴⁾ もとより自主的な社会活動が不要だということではない。しかし、ヴィツテはゼムストヴォを社会と同一視しなかつた。社会活動の活発化は、ゼムストヴォでなく、政府と社会の協調に基づく別な方法によるべきであつた。政府は社会の動きを踏まえてその力を活用し、正し

い方向に導くことができる。ゼムストヴォにおいて追求されている、不毛な政治闘争と不可分の立憲主義的自治とは異なる社会活動を促進するのである。⁽⁸⁵⁾

両者の議論はロシアとその行政に対して対照的な認識を示しており、ともに興味深い。しかし、政治的な勝負は初めから決まっていた。ゴレムイキンの案は、彼を内相に推薦したボベドノスツエフの意向にも反するものであつた。ゼムストヴォを嫌惡するボベドノスツエフは、拡大に反対しただけでなく、ゼムストヴォそのものの廃止を求めていたのである。⁽⁸⁶⁾『ヨーロッパ通報』においてゼムストヴォ擁護の論陣を張ってきたアルセニエフは「ゼムストヴォとゼムストヴォ論」を書き、ゼムストヴォが否定されようとしていることへの危惧を表明した。⁽⁸⁷⁾

ヴィツテが批判したのはゼムストヴォの空間的拡大案のみではなかつた。一八九六年末から九九年にかけて内務省経済局に勤務し、救貧の制度化のための作業を牽引したE・Д・マクシーモフの指導のもとで、内務省は福祉の分野への民力の活用に努め、一八九八年、ゼムストヴォに依拠した救貧法案を作成した。⁽⁸⁸⁾『モスクワ報知』は当然のことながらこの法案に対して批判的であつた。⁽⁸⁹⁾政府内でも批判が強かつた。ボベドノスツエフやヴィツテにとつて、法案は世俗的で正教の精神と相容れないだけでなく、ゼムストヴォに権限を与えすぎていた。結局この法案は廃案になつた。⁽⁹⁰⁾

逆に、政府の中にはゼムストヴォの管轄を縮小しようという動きがあつた。食糧供給事務をゼムストヴォの管轄から外すことが検討されていたのである。これはドルノヴォー内相時代に一旦国家評議会に上程されながらゴレムイキンによつて撤回されていた案であつた。⁽⁹¹⁾当然に『モスクワ報知』は賛成し、『ヨーロッパ通報』は反対した。『ヨーロッパ通報』にとつてこの措置を中央集権の名で正当化するのは誤りであり、政治的集権と行政的集権とを故意に同一視するものであつた。⁽⁹²⁾『ノーヴォエ・ヴレーミヤ』も、一八九九年四月、食糧供給事務をゼムストヴォ

の管轄から外したところで問題は解決せず、事態は逆に悪化するだろうと主張する論文を掲載した。⁹³⁾

ゼムストヴォによる課税が国家の歳入を脅かす危険についても、ヴィツテは敏感であった。大蔵省はヴィシネグラツキー蔵相時代からゼムストヴォ予算に対する監督を強めようとして、内務省との間に摩擦を感じさせていたが、ヴィツテは前任者以上に、積極的な経済政策に必要な国税徴収の妨げになるものとして、ゼムストヴォ活動の活発化とそれに伴う予算規模の拡大を警戒していた。⁹⁴⁾一八九七年、ヴィツテはゼムストヴォの課税に対して上限を設けることを提案したが、内務省は同意せず、実現をみなかつた。『ヨーロッパ通報』は、行政的必要を満たすために必要であるなら予算に過度の制約を設けるべきではないとした。県知事による異議申立ても適当でない。県知事が異議申立てを行えるのは地域住民の利益を明白に損なう決定に対してのみであり、わずかな増税に対して異議を申し立てる根拠は存在しないとされた。⁹⁵⁾もともとゼムストヴォに好意的であつた『ノーヴォエ・ヴレーミヤ』も、ゼムストヴォの課税に上限を設けることはその独立性を制限するから好ましくないという論文を掲載していた。⁹⁶⁾ゼムストヴォに認められた不動産への課税に関して制約を設けるべきでないというのは、當時それなりに有力な主張だつたのである。

それでもこの時期、大蔵省の関心を反映して、地方税に関する税務監督官（*податный инспектор*）が重要な役割を果たすようになつた。税務監督官は、人頭税廃止に伴う税収減を防ぐべく、税収確保のために一八八五年四月三〇日法によつて財務局に設けられた官職である。もともとは産業への監督が主たる任務であつたが、一八九九年五月二四日法は、ゼムストヴォ機関や農民機関等における出納事務への監督を税務監督官の職掌に含め、六月二三日法は、村団に分与された土地に賦課される税の徴収に関して、農民監督官とともに税務監督官に大きな役割を与えた。

五 おわりに

一八九〇年代後半はゼムストヴァについて興味深い論争が現れた時期である。『ヨーロッパ通報』やゲリエーはゼムストヴァを社会の側に引き付けて理解し、政府の干渉を排除しようとした。これがこの時代の正統な自由主義の立場であった。しかし、これと異なる立場がすべて自由主義と無縁であったわけではない。チエーリンの立場はかなりの程度ハイエクに近づいているし、後の時代の福祉国家型リベラリズムを知っている者の目から見れば、長年にわたって盲人教育に献身したグロートが救貧に対する政府の責任を説いたからといって、直ちにこれを自由主義に反するとみる必要はないと考えられる。また、ヴィッテが地方自治と立憲制の近さを説いたことや、ゼムストヴァによる近代官僚制の代替を不可能と考えたことも、この時代の政治認識として、必ずしも誤っているわけではない。一九世紀末が官僚制化の時代であり、組織の大規模化と合理化が優勢な傾向であったことを考えれば、ヴィッテの主張を単なる反動とみなすことはできない。むしろ専制に新しさや近代官僚制、合理的意思決定との親和性を見ようという議論として理解することもできるであろう。⁽⁹⁷⁾

しかし、当時のロシアには、そのような多様な思想的ニュアンスを十分に顧みるだけの余裕はなかつた。こうした多様性を許容したとも言えるゴレムイキンは、一八九九年一〇月、内相を解任された。ヴィッテはその原因について、ニコライの目にゴレムイキンがあまりにリベラルに映つたためであるとしている。後年、ニコライが困難な事態にいたると決まってゴレムイキンを頼りにしたことを考えるとき、この判断は不思議に思われる。ニコライがまだ若かつたということであろうか。自分がニコライにこのような印象を吹き込んだにも拘わらず、ヴィッテは解任が全く予想外であつたとし、農民監督官制度を支持したことや学生運動への対応に見られるように、内相になつ

たゴレムイキンがそれまでのリベラルな見解をすべて投げ捨てて保守化したことを指摘している。⁽⁹⁸⁾しかし、少なくともゼムストヴォに対する評価という、当時リベラルと保守を分ける試金石とされた問題に関する限り、ゴレムイキンがヴィツテより保守的であったということはできない。リベラルと保守という二分法の限界を、そこに見るべきであろう。

先帝に近く政治の世界に隠然たる影響力をもつ言論人メシチエルスキーは、内相を解任されたゴレムイキンについて、人格的には立派だが他の内相と違つてプログラムがないと述べた。これに対してスヴォーリンは、プログラムを作るのは容易であり、重要な役割を果たすのは個性であつて、ゴレムイキンの内務行政には彼の個性や見解が現れていたとしている。⁽⁹⁹⁾スヴォーリンのゴレムイキンに対する評価はそれほど低くなかったと言つてよい。たしかにゴレムイキンは野心が表に現れる個性の強い人ではなかつた。精力的で自信に溢れていた当時のヴィツテとは明らかに異なるタイプの政治家である。それでも、ゴレムイキンは、時代の行政課題をよく理解しており、それに応えるための改革は躊躇わなかつた。⁽¹⁰⁰⁾ただその方向がヴィツテの目指すところとは異なつていたということである。

後任のスピヤーゲン内相はヴィツテの友人であり、内務・大蔵両省は束の間良好な関係に置かれた。⁽¹⁰¹⁾一九〇〇年春には、ゼムストヴォ予算削減問題がゼムストヴォ県会で議論され、ゼムストヴォ支出の上限設定が社会の重要な関心事となつた。⁽¹⁰²⁾一九〇〇年六月一二日に裁可された暫定規則により、暫定的にではあるが、ゼムストヴォ予算の増額に三パーセントという上限が設定された。県当局は、内相及び蔵相の許可を得て、上限を超える費用を要する事業の全部または一部を差し止めることができることになり、差し止められた事業は必要なら国家行政機関により国庫負担で実施されることになった。ゼムストヴォの自律が制限され、国家行政機関への従属が強められたのである。食糧供給事務も、義務的支出からゼムストヴォを解放するという名目のもとにゼムストヴォの管轄から外され、

国家行政機関に移された。⁽¹³⁾また、『モスクワ報知』が以前から期待していたとおり、同日裁可された二本の法令によって西部諸県に農民監督官制度が導入された。

ゴレムイキンの解任は、ゼムストヴォを通じた政府と住民との関係構築に対する展望を閉ざすものであった。⁽¹⁴⁾政府との協調の可能性を失ったゼムストヴォは政治化の道を辿り、貴族穩健派が反対派へと移行する。⁽¹⁵⁾こうして国家行政機構とゼムストヴォとの不協和・敵対が鮮明になった。ゴレムイキン解任直後の一八九九年一一月、モスクワで「ベセーダ」サークルが発足し、一九〇〇年初め、シーポフも参加した。以後一九〇五年革命までの六年間、彼はこのサークルのメンバーとして活動することになる。⁽¹⁶⁾ゼムストヴォの中に胚胎した政治改革への動きは次第にその色彩を明確にしていく。⁽¹⁷⁾

一九〇一年、ゴレムイキンの解任をもたらしたヴィッテの意見書がシュトゥットガルトで公刊された。この出版はゼムストヴォに対するニコライの不信と敵意を著しく強めた。ゼムストヴォを礼讃する序文を付し、匿名でこれを公表したのは、当時マルクス主義的な立場を標榜していた経済学者のストルーヴエであり、資金援助と引き換えに出版を受けたのは、新聞『イスクラ（火花）』や雑誌『ザリヤー（曙）』を出しているレーニンらの印刷所であった。およそ自らの立場と相容れない性格の出版を引き受けたことは、レーニンに苦々しい思いを残した。それまで共闘の道を模索していたレーニンとストルーヴエは、この後、激しく対立するようになる。ゼムストヴォ自由主義を批判するために、レーニンはこの年の六月、「ゼムストヴォの抑圧者たちと自由主義のハンニバルたち」を書き、一二月、『ザリヤー』誌に発表した。ここにいたつて両者の和解は、そしてゼムストヴォ自由主義と革命的マルクス主義の歩み寄りは、もはや不可能になつたのである。⁽¹⁸⁾

ゴレムイキン内相期のロシアにおける地方自治の諸問題

- (1) Кизееншер А.А. На рубеже двух столетий востоминания 1881-1914. Прага, 1929. С. 192.
- (2) Аниевич Б.В. Россия перед революцией 1895-1904 годы // Кризис самодержавия в России. 1895-1917. Под ред. В.С. Дякина. Л., 1984. С. 28. 「ゴレムイキンは、それは敵を作らね、人々との関係を作るのが巧みであった。」*Гурко В.И.* Черты и силуэты прошлого: правительство и общественность в царствование Николая II в изображении современника. М., 2000. С. 78 「ゴレムイキンは当時幅広い層に影響力をもつてゐた『ノーヴォハ・ヤーラー』紙を利用し、スガモーリンに対する攻撃も内務大臣室に来てくれて構わないと述べながら、好意的態度をとった。」*Суворин А.С.* Дневник Алексея Сергеевича Суворина. М., 1999. С. 261-262.
- (3) 過去の経験からゴレムイキンに期待する人々もいた。 *Кизееншер*. Указ. соч. С. 201.
- (4) Werner E. Mosse, "Bureaucracy and Nobility in Russia at the End of the Nineteenth Century," *The Historical Journal*, vol. 24, issue 3 (Sept. 1981), p. 606.
- (5) 団体設立を容易化した模範定款制度の導入もその表れのひとつであるが、高橋一彦「福祉のロシア—帝政末期の『アラーコトヴオリーチェリノスチ』」『神戸市外国語大学研究年報』第四四号（1100七年一一月）、五一—五一二頁を参照。
- (6) B・Ю・スカラモンゼムストヴォを高く評価する讀客のひとりであり、「ピーロッパ通報」のほか、リベラル左派の雑誌といわれる『ロシア思想』や稳健リベラルの新聞といわれる『ロシア報知』に寄稿した。
- (7) Москва, 14 февраля // Московские ведомости. 1897. № 46. 15 фев.; Идеалы г. Чичерина // Московские ведомости. 1897. № 151. 4 июня.
- (8) *Веселовский* Б.Б. История земства. Т. 3. СПб., 1911. С. 516. 政府の補助を受けた保守的な雑誌として有名な『市民』と同様、カトコーフが創刊し、一八八九年から九七年までС・С・タチーシュエフが政治雑報を執筆した雑誌『ロシア通報』にも、ゼムストヴォについての議論は比較的少ない。 *Там же*. С. 519.
- (9) グリーングムトはもとよりシレジアのドイツ人の家に生まれたが、一八七六年ロシアに帰化し、一八七八年正教に改宗した。
- (10) 一八九七年にウフトムスキイが編集者となつた『ベテルブルク報知』は、多様な傾向のゼムストヴォ活動家の寄稿を受

説論

け入れた。*Веселовский*. История земства. Т. 3. С. 521.

(11) 農民監督官の上に置かれた郡農民監督会議（*уездный судъ*）の行政部会は、郡貴族団長を議長とし、農民監督官全員、郡警察署長、郡参事會議長、税務監督官から構成された。

(12) Tam же. С. 517. ゼムストヴォにおこして委員会の役割が重要になるにつれ、農民監督官がこれに参加するのも認められなかった。Tam же. С. 464. 総じて農民監督官とゼムストヴォは緊密な協力を求められるようになっていた。

Нобиков А. И. Записки земского начальника. СПб., 1899. С. 146-147.

(13) Tam же. С. 169-170.

(14) Tam же. С. 159.

(15) Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1897. Сент. С. 318-321. ゼムストヴォ参事會や税務監督官に比べ、農民監督官に大きな影響が働いた。*Нобиков*. Указ. соч. С. 168.

(16) Москва, 19 сентября // Московские ведомости. 1897. № 259. 20 сент.; Земство и проповеди народного дела // Московские ведомости. 1898. № 273. 4 окт.; Москва, 29 декабря // Московские ведомости. 1898. № 359. 30 дек.

(17) 竹中浩『近代ロシアへの転換—大改革時代の自由主義思想』（東京大学出版会、一九九九年）一一七—一一九頁。

(18) Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1897. Апр. С. 804-806.

(19) Tam же. С. 807-810.

(20) Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1897. Ноя. С. 367-368.

(21) Tam же. С. 380-382.

(22) 高橋一彦「救貧のメソード—近代ロシアにおけるチャリティ、地域、国家」高田実・中野智世編『福祉（近代ロシアの探求15）』（ミネルヴァ書房、110-111年）111頁。

(23) Adele Lindenmeyr, *Poverty Is Not a Vice: Charity, Society, and the State in Imperial Russia* (Princeton, N. J., 1996), pp. 84-85.

(24) 高橋一彦「[地域福祉]ヒューリック」『経済学論集』第七八卷第一号（110-111年四月）、八三一八四、九二一九三頁。

同「救貧のメソード」114六—114七頁。

ゴレムイキン内相期のロシアにおける地方自治の諸問題

- (25) 「前編」 11回五|真。
- (26) Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1898. Ноя. С. 335-336.
- (27) Thomas Fallows, "The Zemstvo and the Bureaucracy, 1890-1904," in Terence Emmons and Wayne S. Vucinich (eds.), *The Zemstvo in Russia: An Experiment in Local Self-Government* (Cambridge; New York, 1982), pp. 198-199, 215-216.
- (28) Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1897. Ноя. С. 379-380, 383.
- (29) 農民を「寄付」として、墮落者や弱者に援助する反対や議論もあった。 *Новиков*. Указ. соч. С. 165-166.
- (30) Там же. С. 148.
- (31) *Веселовский* Б.Б. История земства. Т. 4. СПб., 1911. С. 530-532.
- (32) *Шепохин* С.В. Д.Н. Шипов: личность и общественно-политическая деятельность. М., 2010. С. 41-42; Thomas S. Fallows, "The Russian Fronde and the Zemstvo Movement: Economic Agitation and Gentry Politics in the Mid-1890's," *The Russian Review*, vol. 44, no. 2 (Apr., 1985), pp. 132-133.
- (33) *Новиков*. Указ. соч. С. 149-152.
- (34) *Корпорат Дж.* Политическая культура местного самоуправления. Д. Н. Шипов и Б. Н. Чичерин // Новейшая история России. 2014. № 1. С. 82.
- (35) *Веселовский* Б.Б. История земства. СПб., 1911. Т. 2. С. 325.
- (36) *Веселовский*. История земства. Т. 3. С. 413.
- (37) チチーリンは一八八二年にヤスクワ市長となりたが、翌年アレクサンダル二世の不興を買ひ辞任を余儀なくされた。大改革期に改革の旗を振ったカトローフがアレクサンダル三世時代に「反改革」のイデオローグになつたのは対照的に、彼は「反改革」に否定的な評価を下してゐた。
- (38) 学校建設のための財政移転の可否をめぐる論議の「論争」 *Новиков*. Указ. соч. С. 161-163.
- (39) Fallows, "The Zemstvo and the Bureaucracy, 1890-1904," p. 195.
- (40) *Чичерин* Б.Н. Вопросы политики. М., 1903. С. 37.
- (41) Там же. С. 40.

- (43) Там же. С. 43. 『三一戸々帳籍』 せんいち戸ごじやく と回し立場に付いたムラス。 Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1897. Март. С. 355.
- (44) Новый закон о земских оценках // Новое время. 1899. 18 марта.
- (45) Веселовский. История земства. Т. 3. С. 422.
- (46) Там же. С. 424-425.
- (47) Раккол в земстве // Новое время. 1899. 25 марта; Бюрократические отпрыски в земстве // Новое время. 1899. 5 апр.; Веселовский. История земства. Т. 3. С. 424.
- (48) Коркоран. Указ. соч. С. 84-85.
- (49) Внутреннее обозрение // Вестник Европы 1900. Фев. С. 809-810.
- (50) Григорий П.П. Теории самоуправления в русской науке // Юбилейный земский сборник. 1864-1914. Пол ред. Б. Б. Веселовского и З. Г. Франкеля. СПб., 1914. С. 79-80.
- (51) Чичерин. Указ. соч. С. 91.
- (52) Там же. С. 104-105.
- (53) Там же. С. 114.
- (54) Там же. С. 116.
- (55) Внутреннее обозрение // Вестник Европы 1900. Март. С. 358-359.
- (56) 三重県の内にあつたが、一八六五年に東方辺境のオホハナルク縣からウファ縣が分かれ、三重縣となつた。
- (57) Аналит. Указ. соч. С. 95-96.
- (58) Внутреннее обозрение // Вестник Европы 1896. Сент. С. 336-340.
- (59) Самоуправление на окраинах // Московские ведомости. 1897. № 187. 10 июля; Москва, 12 июля // Московские ведомости. 1897. № 190. 13 июля.
- (60) Внутреннее обозрение // Вестник Европы 1897. № 1. С. 388-389.

ゴレムイキン内相期のロシアにおける地方自治の諸問題

- (61) Нам пишут // Новое время. 1896. 3 дек. «シキール人が多く住むステップ地方は内地化が進んでおり、かつてその行政を担ったオレンブルク総督府は既に一八八一年に廃止されていた。»
- (62) *Ананьев. Указ. соч. С. 97.*
- (63) Там же. С. 98.
- (64) Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1898. Дек. С. 775.
- (65) *Ананьев. Указ. соч. С. 99-100.*
- (66) О пременении Положения о земских учреждениях 12 июня 1890 г. к губерниям Западным: Киевской, Подольской, Волынской, Винницкой, Ковенской, Гродненской, Витебской, Минской и Могилевской // Министерство внутренних дел. Департамент хозяйственный. Отделение 7. Стол 2. 1898 г. С. 69-70.
- (67) Там же. С. 81-82. *Ананьев. Указ. соч. С. 103-105.*
- (68) Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1898. Окт. С. 810.
- (69) *Ананьев. Указ. соч. С. 105.*
- (70) Переписка Витте и Победоносцева (1895 – 1905 гг.) // Красный архив. Т. 30 (1928), С. 104. 地方自治に関するヴィッテの見解については、加納格『ロシア帝国の民主化と国家統合』(御茶の水書房、1901年)八九一九〇頁を参照。『モスクワ報知』はヤイツチの大蔵省と結びついて、その支持を受けていた(*Ананьев. Указ. соч. С. 98*)。しかし両者の立場を同一のものとはいふべからずまた別の問題である。
- (71) Там же. С. 106-107.
- (72) Горемыкин И.Л. Записка И.Л. Горемыкина по Хозяйственному департаменту. Февраль 1899 г. ジの意見書については以下に詳しく述べられてる。 *Ананьев. Указ. соч. С. 107-111.*
- (73) *Горемыкин. Указ. соч. С. 11.*
- (74) Там же. С. 22-25, 34-37; *Ананьев. Указ. соч. С. 108-109. K · C · アクサー口の思想については、竹中浩「初期スラヴ派の政治理想——口ハステナチハ・アクサー口の政治觀を手振りとして」『國家學會雑誌』第九二卷第七・八号(一九八〇年八月)、五八五一六〇〇頁を参照。*

- 論
（75） Theodore R. Weeks, *Nation and State in Late Imperial Russia: Nationalism and Russification on the Western Frontier, 1863-1914* (DeKalb, Ill., 1996), p. 142.
- （76） 『ヘーベカニ・ヤムー”ヤ』⁷⁶ 一八九九年一月に、ポーランド的な制度を除去し、共通の制度を適用するとの政治的意義の注釈にて、西部地方へのゼムストヴァの速やかな導入を勧める論文を掲載した。それはポーランド叛乱の後に””⁷⁷ ハーチハヤチュルカッスキーヨウヒなわれた改革と同質のものであるとした。zemskiy вопрос в западном крае // Новое время. 1899. 29 янв.
- （77） Горемыкин. Указ. соч. С. 72-75.
- （78） Там же. С. 75-76.

- （79） Милотин Д.А. Дневник генерал-фельдмаршала графа Дмитрия Алексеевича Милотина. Под редакцией Л.Г. Захаровой. М. 2010. С. 522.
- （80） Sidney Harcave, *Count Sergei Witte and the Twilight of Imperial Russia: A Biography* (Armonk, N.Y., 2004), p. 86.
- （81） Бумме С.Ю. Самодержавие и земство: конфиденциальная записка министра финансов С.Ю. Витте (1899 г.). Штутгарт, 1901. С. 71-73.
- （82） Там же. С. 197-198.
- （83） Там же. С. 204-205.
- （84） Там же. С. 206
- （85） Там же. С. 208-209.
- （86） Афанасьевич. Указ. соч. С. 112.
- （87） Арсеньев К.К. Земство и толки о земстве // Вестник Европы. 1899. Фев. С. 796-806.
- （88） 高橋「敷賓のマニトーハ」 ||| 五 | 一 | 五 | 四 | 頁。
- （89） Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1898. Окт. С. 808.
- （90） Lindenmeyr, op. cit., pp. 91-95. 高橋「[地域福祉] ジュニア」九八頁を参照。
- （91） Гурко Указ. соч. С. 79.

ゴレムイキン内相期のロシアにおける地方自治の諸問題

- (92) Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1899. Мац. С. 332.

(93) Происшественное дело и земство // Новое время. 1899. 30 апр.

(94) Fallows, "The Zemstvo and the Bureaucracy, 1890–1904," pp. 216–217. 加筆、前掲書、二二五頁。

(95) Внутреннее обозрение // Вестник Европы 1898. Ноя С. 341–342.

(96) Москва, 6 октября // Московские ведомости. 1897. № 276. 7 окт. サムネーリーはヤバヌレガオに付の概して好意的である。スルヘンジ。Суеворин А.С. В ожидании века XX: маленькие письма 1899–1903 гг. М., 2005. С. 544–545. Effie Ambler, *Russian Journalism and Politics, 1861–1881: The Career of Aleksei S. Suvorin* (Detroit, Mich., 1972), pp. 169–170.

(97) カナベロはヤマハトが辻済国家に対する強さを命をもてて守る。Francis William Wcislo, *Reforming Rural Russia: State, Local Society, and National Politics, 1855–1914* (Princeton, N.J., 1990), pp. 132–133.

(98) Burne C.Ю. Сергея Витте. Востоминания. Полное издание в одном томе. М., 2010. С. 472–473.

(99) Суеворин. В ожидании века XX. С. 719–720.

(100) Гурко. Указ. соч. С. 80.

(101) 一九〇一―年四月一四日はハラヤーキハが暗殺されたるに伴、ヤマハトはヒューマンヒューマニズムの痛手である。Суеворин. Дневник. С. 442, 444–445. 後任の内相ハラヤーキハはガイコツによる不憚天の敵であるが、ハラヤーキハはハラヤーキハに付しての敵対的である、彼の内相就任による内務省とヤマハトとの間での生産的な妥協は困難になつた。Edward H. Judge, *Plehive: Repression and Reform in Imperial Russia, 1902–1904* (Syracuse, N.Y., 1983), pp. 9–10.

(102) Внутреннее обозрение // Вестник Европы. 1900. Мар. С. 343.

(103) Fallows, "The Zemstvo and the Bureaucracy, 1890–1904," pp. 217–218; Ограничение пределов земского обложения // Московские ведомости. 1900. № 212. 3 авр.

(104) Шимов Д.Н. Воспоминания и думы о пережитом, М., 2007. С. 155; Fallows, "The Zemstvo and the Bureaucracy, 1890–1904," p. 222.

(105) Fallows, "The Zemstvo and the Bureaucracy, 1890–1904," pp. 192, 214; ditto, "The Russian Fronde and the Zemstvo Movement," p. 125.

- 論 説
- (106) 「ダニエル」サークルについては以テを参照。Terence Emmons, "The Beseda Circle, 1890-1905," *Slavic Review*, vol. 32, no. 3 (Sept. 1973), pp. 461-490. ハーポフはマスクワ県参事会議長の職を一九〇四年四月まで務めた。
- (107) 復活後のヴィクトル・ダニエルの協力を取り付けたるハーポフを頼った。Harcave, op. cit., pp. 182-185.
- (108) Richard Pipes, *Slavophilism on the Left, 1870-1905* (Cambridge, Mass., 1970), pp. 276-277.